

もっと、あなたに響くこと。



2018年6月22日
株式会社ジュピターテレコム

労働安全衛生法に基づく届出不備に関するお知らせ

株式会社ジュピターテレコム（J:COM、本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井村 公彦）及びJ:COMグループ会社が所有・管理する非常用発電機の燃料タンク等において、労働安全衛生法第88条関連の設備設置等に係る計画の届出不備*を確認いたしました。

当該設備は、消防法に基づく許認可等の手続きや検査他を適切に実施しております。また、定期的な日常点検や消防法に基づく点検を計画的に実施しており、安全上の問題はありません。

株式会社ジュピターテレコム及びJ:COMグループ会社は、届出対象設備の精査と所轄の労働基準監督署の方針に基づいた届出を提出する等、早期の事態解消に向けた措置を行います。

当該事態の件数

不備件数： 54件

該当法人： 20社（株式会社ジュピターテレコム、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム東京北、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社、ジュピターショップチャンネル株式会社）

*燃料タンク他の設置・変更等を行う場合、労働災害防止のために、その計画を当該工事開始日の30日前までに労働基準監督署へ届け出ることが規定されています。